

川越市地域生活支援拠点試行事業業務委託仕様書

1 目的

本事業は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備を推進するため、本市において地域生活支援拠点事業を試行的に実施するとともに、本事業の具体的な活動を通じて、本市における課題の抽出及び地域の社会資源との連携の強化を目的とする。

2 実施期間

平成29年9月1日から平成30年3月31日まで

3 対象地域

川越市内全域

4 実施場所

本業務委託を受託した事業者（以下、「受託者」という。）が市内に確保した事業所内で実施する。ただし、指定障害者支援施設やその他の事業所で相談業務を実施する際には、相談者のプライバシーの保護に配慮した相談室等の設備の確保を行うこと。

5 業務内容

地域生活支援拠点事業の本格実施を念頭に、試行的に以下の事業を実施する。

(1) 「親亡き後」を想定した中長期的な相談支援の提供

障害者の高齢化とそれに伴う障害の重度化を念頭に、障害者及びその家族が抱える「親亡き後」の不安に寄り添い、緊急時にスムーズに各種サービスに移行できるよう、中長期的な支援計画の作成及び当該プランに基づいた相談支援を提供する。

(2) 潜在的対象者の把握のためのネットワーク作り（アウトリーチ）

障害者及びその家族は、将来への漠然とした不安を抱えているものの、当面の生活に支障がない状況であるがゆえに、具体的な相談に結び付かない事例（潜在的対象者）が往々にして存在する。

こうしたニーズがあることを念頭に、既存の関係機関と有機的に連携し、潜在的対象者の不安を相談に繋げ、把握していくためのネットワークを構築する。

(3) 体験の機会及び場の提供

緊急時にスムーズに各種サービスに移行するためには、平常時から各種サービスを体験し、障害者本人や家族の不安を軽減することが重要である。また、障害者の状態像によっては、体験を繰り返すことで単身での生活が想定できる可能性もある。

こうしたことを踏まえ、中長期的な支援計画に体験の機会を位置付け個別支援を実施するとともに、既存の社会資源を活用し、様々な体験の場を確保できるよう体制整備を行う。

(4) 緊急時の受け入れ・対応

常時の受付体制を整備することで、緊急的に支援が必要となった障害者に対して、昼夜問わず必要な支援又は保護を行う。また、緊急時に迅速な対応ができるよう、地域の社会資源との連携を強化し、体制整備を行う。

(5) 地域のニーズの把握、課題の抽出及び整理

本格実施に向けた検討材料とするため、試行的に事業を実施するなかで抽出された地域のニーズや課題を整理し、適宜報告を行う。

6 業務管理

- (1) 受託者は、事業に従事する者のうち1名を業務管理者として定めるとともに、対象者に関する基礎的事項、中長期的な支援計画の内容及び実施状況並びに今後の課題等を記載した台帳を整備し、管理しなければならない。
- (2) 受託者は、事業の推進にあたり、関係機関と密接な連携を図り、事業の円滑な運営に努めなければならない。
- (3) 受託者は、常時1名以上の従事者が対応可能となるよう従事者を配置しなければならない。なお、委託事業の実施に支障のない範囲において、他業務との兼務を行うことは差し支えない。
- (4) 受託者は、市に対し、配置した業務管理者及び従事者の資格、経歴、兼務する業務の内容等について報告しなければならない。なお、やむを得ず報告内容を変更する場合には、事前に市と協議の上、承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、市に対し、委託業務の従事予定を事前に報告しなければならない。
- (6) 受託者は、業務管理者及び従事者が委託業務に専念できるよう勤務体制、職務環境、訪問手段等を整えなければならない。

7 報告及び調査

受託者は、事業を適正かつ積極的に運営するとともに、相談内容、処理状況等について、年1回以上市長へ報告するとともに、事業の実施状況及び事業実施に伴い明らかとなった地域のニーズ又は課題について、市長が定期的に行う調査に協力しなければならない。